

東海市立老人福祉施設設置および管理に関する条例をここに公布する。

東海市立敬老の家の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、東海市立敬老の家(以下「敬老の家」という。)の設置及び管理について定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉を増進するため、敬老の家を設置する。

2 敬老の家の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開館時間)

第3条 敬老の家の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 敬老の家の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用者の範囲)

第5条 敬老の家を利用することができる者は、60歳以上の者及び市長が適当と認めた者とする。

(利用の許可)

第6条 敬老の家を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、敬老の家の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、敬老の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号のほか、敬老の家の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、敬老の家の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当することが明らかとなつたとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失によつて施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、敬老の家の管理を法人その他の団体であって東海市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年東海市条例第15号)の定めるところにより市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 老人福祉の増進を図るための事業の計画及び実施に関すること。
- (4) その他敬老の家の管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従って、敬老の家の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで及び第9条の規定の適用については、第3条及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条まで及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第37号)

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中東海市立大田敬老の家に関する部分は昭和48年11月1日から、東海市立平洲敬老の家に関する部分は昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第34号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第29号)

この条例は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第30号)

この条例は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第21号)

この条例は、昭和53年9月6日から施行する。

附 則(昭和54年条例第31号)

この条例は、昭和54年10月6日から施行する。

附 則(昭和56年条例第7号)

この条例は、昭和56年3月27日から施行する。ただし、別表の改正規定中東海市立明倫敬老の家に関する部分は、同年4月7日から施行する。

附 則(昭和56年条例第25号)

この条例は、昭和56年12月2日から施行する。

附 則(昭和58年条例第13号)

この条例は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則(昭和58年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中東海市立大堀敬老の家に関する部分は、昭和58年12月27日から施行する。

附 則(昭和61年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第7号)

この条例は、平成元年3月30日から施行する。

附 則(平成2年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中東海市立中ノ池敬老の家に関する部分は、平成2年9月5日から施行する。

附 則(平成3年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第33号)

この条例は、平成5年3月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第14号)

この条例は、平成10年3月20日から施行する。

附 則(平成12年条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第29号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第40号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の東海市立老人福祉施設の設置及び管理に関する条例第10条において準用する第5条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る敬老の家の使用の許可は、改正後の東海市立老人福祉施設の設置及び管理に関する条例第12条において準用する第7条第1項の規定により受けた利用の許可とみなす。

附 則(平成18年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第57号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第32号)

この条例は、平成22年12月29日から施行する。

附 則(平成23年条例第25号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第28号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第7号)

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第48号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
東海市立名和東敬老の家	東海市名和町南三宅山45番地の1
東海市立横須賀敬老の家	東海市元浜町10番地
東海市立高横須賀敬老の家	東海市高横須賀町塩田5番地の1
東海市立養父健康交流の家	東海市養父町宮山17番地の1
東海市立平洲敬老の家	東海市荒尾町熊ノ山5番地
東海市立加木屋南敬老の家	東海市加木屋町泡池10番地の2
東海市立加木屋敬老の家	東海市加木屋町唐畑38番地の1
東海市立渡内敬老の家	東海市荒尾町細高根1番地の4
東海市立千鳥健康交流の家	東海市名和町一番割中59番地の2
東海市立明倫敬老の家	東海市荒尾町下り松1番地の11
東海市立下名和敬老の家	東海市名和町岡前40番地の1
東海市立三ツ池敬老の家	東海市加木屋町鎌吉良根1番地の45
東海市立大堀敬老の家	東海市加木屋町東大堀31番地の7
東海市立中ノ池敬老の家	東海市中ノ池二丁目21番地の13
東海市立富貴ノ台敬老の家	東海市富貴ノ台一丁目109番地の1
東海市立加木屋南第二敬老の家	東海市加木屋町南鹿持1番地の38
東海市立上野台健康交流の家	東海市富木島町大清水1番地の138
東海市立大池健康交流の家	東海市加木屋町北鹿持4番地の3